調 査 の 概 要

１．調査の目的

この調査は、酒類卸売業者の企業実態を把握して、国税庁における酒類行政上の資料とすることを目的とする。

２．調査対象者

? 調査対象者

平成 13 年４月１日現在において、全酒類卸売業又はビール卸売業の酒類販売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者（平成 11 年３月 31 日現在でビール卸売酒販組合の組合員であった者を含む。）。

（注）次のいずれかに該当する者は、調査対象者から除かれる。

- 酒類卸売業による売上高のない者
- 休業等の事情により調査対象期間中の酒類卸売営業期間が１か年に満たない者
- 自製酒又は薬用酒のみの酒類卸売業者

? 調査対象企業数

イ 調査対象企業数 １，２４１者

ロ 回収企業数 １，１４５者（回収率 ９２．３％）

３．調査対象期間

? 個人 平成 12 年分

? 法人 平成 13 年４月１日直前終了事業年度分（１事業年度が６か月の場合は２事業年度分とする。）

４．集計区分

? 大企業・中小企業区分

各企業の規模により下表のとおり区分した（中小企業基本法で定める区分に準じる。）。

区分	会 社	個 人
大 企 業	期末における資本金が１億円［231］を超え、かつ、従業員数［119］が 100 人を超える会社	期末現在における従業員数［119］が 100 人を超える個人企業
中 小 企 業	期末における資本金が１億円［231］以下、又は、従業員数［119］が 100 人以下の会社	期末現在における従業員数［119］が 100 人以下の個人企業
協 同 組 合	中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合	

※ ［ ］内の数字は調査表の調査項目番号を指す。以下同じ。

? 全酒類卸売業者・ビール卸売業者区分

イ 全酒類卸売業者

平成 13 年４月１日現在において、全酒類卸売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者

ロ ビール卸売業者

平成 13 年４月１日現在において、ビール卸売業の酒類卸売業免許を有し、かつ、卸売酒販組合の組合員となっている者（平成 11 年３月 31 日現在においてビール卸売酒販組合の組合員であった者を含む。）でイに該当しない者

? 都道府県・国税局区分

各企業の本店所在地（個人については住所地）により区分した。

? 年度区分

イ 平成 12 年度　　「３．調査対象期間」に応じた各企業の事業年度を指す。

ロ 平成 11 年度以前　イに準じた各年度における各企業の事業年度を指す。

５．本資料活用上の留意事項

? 集計除外項目

調査対象企業から回収した調査内容を検討して、回答内容に不備が認められた項目や計数が異常であると認められた項目等を、項目別に集計の対象から除外したため、項目によっては、合計事業者数と回収企業数が一致しない場合がある。

? 大企業等区分の変更

平成 11 年 12 月の中小企業基本法の改正により中小企業の範囲が改正されたことに伴い、大企業及び中小企業の区分を変更した。また、過年度の計数についても再集計をし、新たな区分に応じた年度推移とした。このため、過年度に公表した計数と一致しない場合がある。

（参考）大企業・中小企業の区分

	変更前	変更後
大 企 業	資本金 3,000 万円超　かつ 従業員数 100 人超	資本金１億円超　かつ 従業員数 100 人超
中小企業	資本金 3,000 万円以下　又は 従業員数 100 人以下	資本金１億円以下　又は 従業員数 100 人以下

? 受取リベート［270・271］及び支払リベート［276・277］は、営業外収益費用に計上している。

? 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。